

筑前町告示第 105 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 34 条第 2 項の規定により調査した結果、次の者は筑前町に住所を有しない者と認め、同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権消除したので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 8 年 9 月 10 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

1. 職権消除された者

住 所	福岡県朝倉郡筑前町新町 2 4 0 番地 1	ピアソレイユ 103 号
氏 名	緒方 慎太郎	
生年月日	平成 6 年 8 月 20 日	

2. 職権消除年月日

令和 8 年 9 月 10 日